

【認知症とはどんな内容なの？（3）】



前回は引き続き認知症の説明をします。

⑩認知症の代表的な症状は、短期記憶障害と長期記憶障害の2種類があります。

「短期記憶障害」

新しい事柄が覚えられないことで、記憶力障害ともいいます。日常生活のなかで、寸前の出来事が思い出せず、同じことを何度も繰り返し、たずねたり、置き忘れやしまい忘れがおおくなり、いつも探し物をするなどがあり、また、今日が何月何日かも覚えられず、繰り返し、日にちを聞いたりします。

「長期記憶障害」

以前に記憶した経験や体験が思い出せないことです。卒業した学校名や以前の職業、子供や親しい友人の消息などが答えられなくなります。また、常識的な事柄についても思い出せなくなります。

⑪「認知症」の疑いがある場合としては、次の4項目のうちひとつでも該当があれば注意してください。

なお、記憶障害や抽象能力・判断力に障害があっても、それが、職業や対人関係などの日常生活に支障をきたしていない場合は認知症とはいいません。軽い物忘れだけでは認知症とはいわず、これらの結果、いろいろな失敗やミスが生じたり、誰かの指示や支援がないと日常生活ができなくなったレベルになって初めて認知症と診断されます。

「抽象的思考の障害」

- ・学校は何をやる場所？といった単語の意味が的確に答えられないこと。
- ・牛と馬の類似点・相違点をいうことができないこと。
- ・同じ範疇に属するものを3つ以上あげられなくなる（例えば、食べ物、乗り物など）こと。

など、抽象能力に障害があること。

「判断力の障害」

日常生活や職業に関連した問題を手順よく計画的に処理できないことをいいます。「財布が落ちていたらどうしますか？」「隣の家から煙があがっていたらどうしますか？」といった質問に対して、的確な答えができなくなること。

「高次大脳皮質機能障害」

大脳皮質の障害により起こる症状で、[1] 失語症、[2] 失認症、[3] 失行症の3つの症状がみられます。

・失語症

声帯や喉、舌などの肉体的な機能は問題がないのに、言語中枢の破壊によ

り意味のある言葉を話そうとしても声がでない、言葉に詰まってしまう状態。

- ・失認症

視力はあるのに、目で見ただけでは物の名前が言えず、手で触ったり匂いをかいだりすると物の名前がわかるというような対象物体を正しく認識できない状態

- ・失行症

手足に麻痺はないのに、目的に応じた動作ができない状態

「性格の変化」

記憶障害の顕在化とともに、性格の変化がしばしば見られます。以前からの性格が極端化する場合と、以前の性格がなくなって全く違う人柄に変わってしまう場合があります。

⑫認知症の診断は、身体的検査（尿、血液検査、内分泌検査、胸部 X 線、心電図など）を受けます。脳の一般検査としては心理学的診断のほか、脳波検査、脳脊髄液検査と脳画像診断検査、(CT、MRI、SPECT など) です。また、知的機能のための心理テスト（長谷川式簡易知能評価スケール（改訂）、柄沢昭秀認知症臨床判定基準での検査）も行います。診断はこのようないくつもの検査の結果を総合的に評価して決定します。認知症の原因となっている疾患が特定できずと、その治療により改善が期待できます。